

**組合所有地における太陽光発電事業に係る参加事業者公募要領
質問書に対する回答**

No	受付日時	質問の要旨	回答
1	11月12日	建物屋上等を使用せずに敷地内のみ使用したいが、使用料は如何なるか。	公募要領 2 (4) では、敷地及び建物屋上の貸付を前提としていたことから想定面積 11,800㎡ を使用料の対象としていました。事業者からより自由な提案をしていただきたいことから、使用料は、敷地内、建物屋上等を問わず設置面積に対して 1㎡ 当たり最低金額を 100 円の使用料とします。また、図面上の想定箇所以外の部分について、提案されても結構です。
2	11月12日	発電量が 1,000kw を下回っても構わないか。	発電量が 1,000kw を下回っても構いません。
3	11月12日	貸付期間中、建物の防水工事の予定はあるか。その際、発電設備の撤去は必要か。	貸付期間が長期に亘るため、期間中に屋根の防水工事を予定しています。その間は、発電設備を撤去することとなり、その費用は、事業者に負担していただくこととなります。
4	11月12日	建物の防水工事は、貸与期間中、どのように施工する予定か。	クリーンセンターの建物は平成 15 年に竣工していることから、今から 4 年～5 年後 (平成 30 年頃) に建物全体の防水工事の施工を予定しております。その後は、約 15 年間は建物防水の修繕は必要ないと想定していることから、現時点においては、20 年間の貸与期間中には 1 度のみ防止工事に伴う太陽光パネルの移転が発生するものと考えております。なお、工期は、秋頃に 3 カ月程度を予定しています。
5	11月12日	北陸電力の連係制限有無確認は、どのようになっているのか。	1000kw の発電設備については制限なしとの回答を受けました。
6	11月12日	貸付契約が終了した後、継続契約の締結は可能か。	原則、貸付期間は、20 年とします。ただし、契約延長の申し入れがあれば、別途、協議することとします。

7	11月15日	敷地内の立木は伐採して良いか。また、築山、水栓柱の撤去は可能か。	敷地南側及び南東側の立木は伐採できません。ただし、芯止め、枝打ちについては、別途協議することとします。その他の立木の伐採、築山、水栓柱の撤去は可能ですが、その費用は事業者負担していただくこととなります。
8	11月15日	屋上のトップライト(採光窓)に影を落としても構わないか。	構いません。
9	11月15日	敷地西側のアスファルトにアンカーボルト等の固定具を使用することは可能か。	構いませんが、貸付期間終了後に事業者の負担で原状回復をお願いします。
10	11月15日	部外者の立ち入りを防ぐため、太陽光パネル周辺に柵は必要か。	部外者の立ち入りを防ぐ方策は、事業者にご講じていただきます。
11	11月15日	建屋7階屋上は、設置対象外となっているが、設置は可能か。	建物の陰になり日射量が少ないと考えられ、対象外としたものであり、事業者側から要望があれば設置対象区域としても問題はありません。
12	11月15日	発電設備を固定するため、建物屋上にアンカーボルト等を打っても構わないか。	防水層の切断により雨漏りの原因となるため、防水を施してある場所では、アンカーボルト等による穿孔は認められません。このことから、屋上面ではアンカーを打たない工法でお願いします。
13	11月18日	南側の樹木が高いため、発電にかなり影響があるものと思っています。南側の樹木を事業開始時に伐採し、15年後に植樹、20年後の事業終了後に引き渡すといったことは可能でしょうか。	敷地南側及び南東側の立木は伐採できません。ただし、芯止め、枝打ちについては、別途協議することとします。
14	11月18日	西側アスファルト面を、全面借り受けることは可能か。	パネルの反射等、通行車両に影響が出ない範囲までは可能です。